

東地申3号
9月14日開催

「客室及び乗務員室への防犯カメラの設置について」に関する緊急申し入れ～その1～

※団体交渉開催にあたり、地本から主張を述べる！※

乗務員室にカメラが設置されることについて「本当に防犯が目的なのか」「詰所以外でも見張られるのか」「見張られている緊張感から安全に支障をきたすのではないかな」等、職場からは多くの声が寄せられている。今日の団体交渉において、安全を基本として不安が解消される議論を強く要請する！

1. 乗務員室への防犯カメラ設置の目的と使用方法を明らかにすること。

【会社回答】

頻発する列車妨害に厳正に対処し、輸送サービスのセキュリティ向上を実現するとともに、社員が安心して業務に専念できる環境保全を目的として設置するものである。

なお、防犯カメラの映像は、関係法令や社内規程等に基づき厳正に取り扱うこととなる。

【組合】「頻発する列車妨害」と回答にあるが事象について詳細を明らかにすること。

【会社】乗務員室内の扉の凹み、搭載品の紛失である。

【組合】発生した時期について明らかにすること。

【会社】報道では5月頃。産経ニュースで報じられたとおりである。

【組合】盗難されたものについて明らかにすること。

【会社】合図灯・編成札等である。鉄道妨害は現在も発生している。

【組合】関係法令や社内規程等について明らかにすること。

【会社】防犯カメラは犯罪を防ぐものである。防犯が目的であり乗務員を見張るものではない。事件や盗難等が発生した場合に、捜査機関の要請に基づき捜査資料として提出する。モニターが設置されていないため、常時見るものではない。被害届を提出し要請が無い限り使用はしない。規程については、現場長及び助役に問い合わせれば説明をする。基本的にはJ o i - N e t で見る事が可能である。

【組合】職場において、社員への説明が一切無く、業務掲示板に掲示しているのみであり、使用方法について不安である。職場および地本に対して説明を行うこと。

【会社】掲示物や「社員の皆さんへ」等のメッセージに内容が含まれている。社員の声があったことは、持ち帰り伝え検討する。

【組合】工務職場では防犯カメラが目的以外で使用した実績があるため目的以外での使用は行わないこと。

【会社】防犯が目的であり、目的外使用は行わない。

鉄道妨害は現在も発生しているというが、詳細については明らかにしない!

主な議論内容

確認事項

- ・ 防犯が目的であること！
- ・ 被害が発生し、捜査機関から要請が無い限り使用は行わないこと！
- ・ 目的外使用は行わないこと！

社員説明を行うことを強く要請し、第1項終了!～その2へ続く～